

冬季美唄出張講習のご案内

日程

(株) 日立建機教習センタ 北海道教習所
石狩市新港中央2丁目766-3
TEL(0133) 64-6388 FAX(0133) 64-6148

フォークリフト運転技能講習	(11H)	1/23	(土) ～	24 (日)	2日間
	(31H)	1/23	(土) ～	26 (火)	4日間
玉掛け技能講習	(19H・15H)	1/29	(金) ～	31 (日)	3日間
アーク溶接特別教育	(21H)	2/1	(月) ～	3 (水)	3日間
小型移動式クレーン運転技能講習	(20H・16H)	2/5	(金) ～	7 (日)	3日間
ガス溶接技能講習	(13H)	2/8	(月) ～	9 (火)	2日間
車両系(整地等)安全教育	(6H)	2/11	(木) ～	11 (木)	1日間
玉掛け安全教育	(5H)	2/15	(月) ～	15 (月)	1日間
小型車両系特別教育	(13H)	2/18	(木) ～	19 (金)	2日間
高所作業車運転技能講習	(14H・12H)	2/20	(土) ～	21 (日)	2日間
職長安全衛生責任者教育	(14H)	2/27	(土) ～	28 (日)	2日間
車両系(整地等)運転技能講習	(14H)	3/19	(土) ～	20 (日)	2日間

講習区分	コース	年齢条件	受講資格	料金(教本含む)	対象機械他
フォークリフト 運転技能講習 北労安教第325	31H	18才以上	・普通・大型・大特(限定付)免許所有者	52,000円	最大荷重1t以上(上制限なし)
	11H		・大型特殊自動車運転免許所有者…経験不要 ・普通・大型・大特(限定付)免許を所有し、1トン未満のフォークリフトの特別教育を修了し、修了後3ヶ月以上の実務経験者 (経験証明、特別教育修了証が必要です)	21,000円	
玉掛け技能講習 北労安教第321	19H	18才以上	・玉掛補助作業等の経験のない方	28,000円	制限荷重1トン以上の揚貨装置、または吊り上げ荷重1トン以上のクレーン/移動式クレーン/デリックの玉掛の業務
	15H		・玉掛補助作業等の経験はないが、クレーン/移動式クレーン免許所持者、又は小型移動式クレーン技能講習等を修了した方 (修了証のコピーが必要です。)	24,000円	
アーク溶接 特別教育	21H	18才以上	・18才以上	22,000円	
小型移動式クレーン 運転技能講習 北労安教第322	20H	18才以上	・未経験で他の資格がない方	50,000円	吊り上げ荷重1t以上5t未満の移動式クレーン 積載型トラッククレーン/他 (修了証のコピーが必要です)
	16H		・玉掛又は床上操作式クレーン技能講習修了者。 クレーン運転士免許所持者。	44,000円	
ガス溶接 運転技能講習 北労安教355号	13H	18才以上	・満18才以上の方	16,000円	
車両系(整地等) 安全教育	6H	18才以上	・車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習の修了者で取得後5年を経過している方	11,000円	(修了証のコピーが必要です)
玉掛け 安全教育	5H	18才以上	・玉掛け技能講習の修了者で取得後5年経過している方	11,000円	(修了証のコピーが必要です)
小型車両系 特別教育	13H	18才以上	・18才以上	17,000円	機体質量3t未満
高所作業車 運転技能講習 北労安教第347	14H	18才以上	・自動車免許(普・大型・大特)所有者。施工技士(1～6種)取得の方。車両系(整地等・解体・基礎)不整地・フォークリフト・ショベルローダー等各技能講習を修了した方	42,000円	作業床が10m以上 ホイール式/トラック式/クローラ式 (免許証のコピーが必要です)
	12H		・移動式クレーン運転免許所有者。小型移動式クレーン運転技能講習を修了した方	40,000円	(修了証のコピーが必要です)
職長安全衛生 責任者教育	14H	18才以上	・18才以上	20,000円	
車両系(整地等) 運転技能講習 北労安教第318	14H	18才以上	・大型・中型又は普通自動車運転免許があり、小型車両系特別教育を修了後、小型車両系建設機械の業務経験が3ヶ月以上ある方 (申込書に事業主の経験証明が必要です。)	44,000円	機体重量3トン以上 トラクター・ショベル/パワー・ショベル/モータ・クレーン/ブルドーザー/ドラッグショベル/クラム・シェル/トレンチャー/ドラッグ・ライン/他
			・大型特殊自動車運転免許がある方		

受付時間	講習初日の午前8:00より (玉掛け15Hコース初日12:30より)
会 場	(社) 美唄地域人材開発センター 美唄市東明1条1丁目2-1
当日持参するもの…	学科 筆記用具・印鑑・受講に必要な資格証(原本) 実技 作業服・ヘルメット・安全靴・皮手・防寒具等
予約・受付先	会場の都合や実技規定により定員がございますので、 必ず事前に電話予約を行って下さい。 (社) 美唄地域人材開発センター TEL (0126) 63-4218
そ の 他	※過去に当社で技能講習修了証を取得された方は、統合修了証として発行されますので、旧修了証をご持参下さい。 ※一部免除申請(事業主の経験証明)が必要な方はFAX(0133) 64-6148にて事前に確認をします。

助成金制度のご案内

建設労働者確保育成助成金

平成27年10月1日より

計画届等を受講開始日の1か月前までに北海道労働局に提出するように変更になりました。

詳しくは当教習所にお尋ねください。

《受給資格》

(1)中小建設業(28業種)であること。

(2)資本金3億円以下または従業員300人以下のどちらかであること。

(3)雇用保険(保険料率16.5/1000)に加入していること。

(4)受講者が雇用保険の被保険者であること。